

別表 徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分		徴収基準額 月	徴収基準 加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の非課税世帯		2,600円	260円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400円	540円
D 1	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割額の区分が、該当する世帯	15,000円以下である世帯	7,900円	790円
D 2		15,001円以上21,000円以下である世帯	10,800円	1,080円
D 3		21,001円以上51,000円以下である世帯	16,200円	1,620円
D 4		51,001円以上87,000円以下である世帯	22,400円	2,240円
D 5		87,001円以上171,300円以下である世帯	34,800円	3,480円
D 6		171,301円以上252,100円以下である世帯	49,400円	4,940円
D 7		252,101円以上342,100円以下である世帯	65,000円	6,500円
D 8		342,101円以上450,100円以下である世帯	82,400円	8,240円
D 9		450,101円以上579,000円以下である世帯	102,000円	10,200円
D 1 0		579,001円以上700,900円以下である世帯	123,400円	12,340円
D 1 1		700,901円以上849,000円以下である世帯	147,000円	14,700円
D 1 2		849,001円以上1,041,000円以下である世帯	172,500円	17,250円
D 1 3		1,041,001円以上1,222,500円以下である世帯	199,900円	19,990円
D 1 4		1,222,501円以上1,423,500円以下である世帯	229,400円	22,940円
D 1 5		1,423,501円以上である世帯	支弁額全額	支弁額全額の10パーセントに相当する額（その額が26,300円に満たないときは、26,300円）